

上尾市手数料・使用料等の 適正化に関する基本方針

(令和8年度改定版)

上尾市

目次

はじめに	1
第1章 基本事項	2
(1) 見直しの対象	2
(2) 見直しの周期	2
(3) 積算にあたっての基本的事項	2
第2章 手数料	4
(1) 積算の対象	4
(2) 手数料の積算方法	4
(3) 受益者負担割合	4
(4) 積算に係る減算・加算の調整	4
第3章 施設使用料	5
(1) 積算の対象	5
(2) 施設使用料の積算方法	5
(3) 受益者負担割合	6
(4) 積算に係る減算・加算の調整	6
第4章 付帯設備使用料	7
(1) 積算の対象	7
(2) 付帯設備使用料の積算方法	7
(3) 受益者負担割合	7
(4) 積算に係る減算・加算の調整	7
第5章 実費徴収金	9
(1) 積算の対象	9
(2) 実費徴収金の積算方法	9

(3) 受益者負担割合	9
(4) 積算に係る減算・加算の調整	9
第6章 手数料・使用料等の減免・割増について	10
(1) 減免の考え方	10
(2) 割増の考え方	11

はじめに

市が提供する行政サービスは、市民の税金で賄われていますが、各種証明書の交付や公共施設の利用など、特定の人が行政サービスを利用するものについては、全てを税金で賄うとサービスを利用する人と利用しない人との間に不公平が生じることになります。そのため、「受益者負担の原則」に基づき、各種証明書の交付や公共施設等の利用などの行政サービスの提供に係る人件費や施設の維持管理経費などの経費について当該行政サービスを利用する人が、手数料や使用料等として負担することによって公平性を確保する必要があります。

また、当該行政サービスを利用する方に適正な負担を求めるためには、市として統一した手数料・使用料等の算定方法を明確化し、透明性を確保し、定期的に見直しを行っていく必要があります。

そのため、市としては、効率的・効果的に業務を行うことで、事業費についてはコストの削減、人件費については処理時間の縮減に努めるとともに、「上尾市手数料・使用料等の適正化に関する基本方針」を定め、定期的に見直すことにより手数料・使用料の適正化を図ります。

第1章 基本事項

(1) 見直しの対象

見直しの対象は、次のとおりです。

ただし、法令等により料金又は積算方法が定められているもの、国・県又は一部事務組合において統一的な料金又は積算方法で定めた上で運用しているもの及びその他市長が認めるものを除きます。

手数料	証明書や住民票の写しの交付などに関する手数料
使用料	公共施設又はその付帯する設備の利用に対する使用料
実費徴収	市の出版物など諸収入のうち実費を徴収しているもの

※行政財産に係る使用料又は貸付料については別で定めます。

(2) 見直しの周期

見直しの周期は、原則として次のとおりです。

手数料	5年ごと
使用料	5年ごと
利用料金制を採用している指定管理施設の使用料	新たな指定管理期間更新時に合わせて行う
実費徴収	毎年度

※消費税率の改定があったときは、上記の周期に関わらず、必要に応じて消費税率の改定時期に合わせて見直すこととします。

(3) 積算にあたっての基本的事項

① 積算に用いる費用の定義

I. 事業費

事業費は、当該行政サービスや施設に要する経費に減価償却費^{※1}を加えたものとします。（投資的経費^{※2}及び上尾市が使用しない土地の土地借上料を除く）

消費税の取扱いについては、（P 3③消費税の取扱いについて）を参照してください。

※1 減価償却費…長期間にわたって使用される施設やそれに付帯する設備の取得に要した経費、備品の購入に要する経費を、その資産が使用できる期間にわたって費用配分した金額のこと

※2 投資的経費…建設工事費や土地購入費など

II. 人件費

人件費は、職員、再任用短時間勤務職員それぞれの平均人件費（給料、諸手当、共済組合負担金等を含む）に当該行政サービスや施設に要する業務時間数を乗じたものを、1人当たりの年間業務時間で除したものに会計年度任用職員賃金を加えたものとします。

III. 特定財源

特定財源は、その事業の実施に対して交付される国・県補助金や諸収入などをいいます。なお、本基本方針に基づき積算する際は、諸収入にはその積算しようとする手数料・使用料等は特定財源に含めません。

② 手数料・使用料等の単位

手数料・使用料等の単位は、料金の額に応じて次のとおりとし、単位に満たない額は切り捨てます。

また、端数処理を行う前の金額が現行料金と同額のものは、この限りではありません。

料金	端数処理の単位
100 円未満	1 円単位
100 円以上 1, 000 円未満	50 円単位
1, 000 円以上	100 円単位

③ 消費税の取扱いについて

行政サービスには、民間事業者と同様に経費が伴い、その経費には消費税等が含まれています。行政サービスの実施によって生じた経費の消費税等が使用料等に適切に反映されない場合、消費税分を市税等で負担することになることから、消費税の課税対象となる経費には、消費税分を適正に転嫁することとします。

④ 激変緩和措置の設定

現在、有料としている手数料・使用料等については、急激な増加に伴う市民生活への影響を考慮し、改定する金額の上限を現行額の1.5倍とします。

⑤ 積算に係る減算・加算の考え方

積算結果に減算・加算の調整を行う必要がある場合は、積算結果の額に、それぞれの事情に鑑み、個別に決定した減算・加算率（額）を加味した額を料金とすることができるものとします。なお、減算・加算に該当する事由は、各章の「積算に係る減算・加算の調整」で示します。

なお、複数の事由に該当する場合は、該当するすべての減算・加算率を乗じることとし、その上で、さらに減算・加算額がある場合は、その額を加減することにより積算します。

第2章 手数料

(1) 積算の対象

証明書や住民票の写しの交付などの行政サービスの提供に対し徴収するものを対象とします。

(2) 手数料の積算方法

当該サービスに係る事業費等を平均年間処理件数で除した1件当たりの原価に受益者負担割合を乗じて算出します。

$$\text{手数料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

【原価の積算方法】

$$\text{原価} = \frac{\text{行政サービスに要する経費（事業費＋人件費－特定財源）}}{\text{平均年間処理件数}}$$

(3) 受益者負担割合

特定の市民の利益のために提供する行政サービスに係る費用であることから、受益者負担割合は100%とします。

ただし、法令等により受益者負担割合が決定している場合は、この限りではありません。

(4) 積算に係る減算・加算の調整

手数料の積算結果から減算・加算の調整ができる事由は以下のとおりです。

【減算】

- (ア)近隣市町村または同規模自治体の同サービスに係る手数料と著しい格差が生じるとき
- (イ)上記のほか、相当の理由により減算率（額）を決定することが必要であると認められるとき

【加算】

- (ア)民間が実施する同様のサービスと比較して著しく差があるとき
- (イ)上記のほか、相当の理由により加算率（額）を決定することが必要であると認められるとき

第3章 施設使用料

(1) 積算の対象

施設の利用に対し徴収する使用料のうち、事業費がかかるものを対象とします。

(2) 施設使用料の積算方法

① 貸室

会議室等の一定のスペースを一定時間貸切りで利用する場合は、以下のとおり当該サービスに係る1件当たりの単価に貸出面積と貸出時間を乗じた原価に受益者負担割合を乗じて算出します。

$$\boxed{\text{施設使用料}} = \boxed{\text{原価}} \times \boxed{\text{受益者負担割合}}$$

【原価の積算方法】

$$\text{原価} = \frac{\text{施設に要する経費（事業費＋人件費－特定財源）}}{\text{延べ床面積（㎡）} \times \text{年間貸出可能時間（時間）}} \times \text{貸出面積} \times \text{貸出時間}$$

② 個人利用

プールやトレーニング室等の一定のスペースを不特定多数の個人が同時に利用する施設は、以下のとおり当該サービスに係る1人1回当たりの原価に受益者負担割合を乗じて算出します。

$$\boxed{\text{施設使用料}} = \boxed{\text{原価}} \times \boxed{\text{受益者負担割合}}$$

【原価の積算方法】

$$\text{原価} = \frac{\text{施設に要する経費（事業費＋人件費－特定財源）}}{\text{年間利用者数（人）}}$$

(3) 受益者負担割合

施設使用料の受益者負担割合は、施設の性格に応じて「非市場的（行政的）」か「市場的（民間的）」か、「必需的（全市民）」か「選択的（特定市民）」かについて、次の4つの区分により判断します。

		必需的（全市民）		選択的（特定市民）	
		日常生活において広く市民に必要とされるサービス		必要に応じて利用されるサービス	
非市場的 （行政的）	民間では提供又は実施されにくく、主として行政が提供又は実施すべきサービス	・公園 ・道路 など		・文化センター使用料 ・市民体育館使用料 ・野球場使用料 など	
		受益者(利用者)	市(税金)	受益者(利用者)	市(税金)
		0%	100%	50%	50%
市場的 （民間的）	民間でも提供されており、行政と民間が競合するサービス	・（見直し対象外）保育料 ・（見直し対象外）幼稚園保育料 など		・プラザ22会議室使用料 ・自転車駐車場使用料 など	
		受益者(利用者)	市(税金)	受益者(利用者)	市(税金)
		50%	50%	100%	0%

(4) 積算に係る減算・加算の調整

施設使用料の積算結果から減算・加算の調整ができる事由は以下のとおりです。

【減算】

- (ア) 市内及び近隣市町村の類似施設における使用料との均衡を失うとき
- (イ) ホール使用料等の貸出区分（午前・午後・夜間、休日・祝日、準備・練習、児童・生徒、障害者（児）及びその介護者）に応じて料金設定をするとき
- (ウ) 定期券または回数券の割引料金を設定するとき
- (エ) 上記のほか、相当の理由により減算率（額）を決定することが必要であると認められるとき

【加算】

- (ア) 民間が実施する同様のサービスと比較して著しく差があるとき
- (イ) ホール使用料等の貸出区分（午前・午後・夜間、休日・祝日、準備・練習、児童・生徒、障害者（児）及びその介護者）に応じて料金設定をするとき
- (ウ) 上記のほか、相当の理由により加算率（額）を決定することが必要であると認められるとき

第4章 付帯設備使用料

(1) 積算の対象

施設に付帯する設備の利用に対し、徴収する使用料を対象とします。

(例) マイク、スクリーン、プロジェクターなど

(2) 付帯設備使用料の積算方法

当該サービスに係る取得費等を耐用年数と平均年間貸出回数で除した1件あたりの原価に受益者負担割合を乗じて算出します。

$$\text{付帯設備使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}$$

【原価の積算方法】

$$\text{原価} = \frac{\text{取得金額} - \text{特定財源} + \text{耐用年数期間中の維持費}}{\text{耐用年数} \times \text{平均年間貸出回数}}$$

(3) 受益者負担割合

付帯設備使用料における受益者負担割合は、施設使用料の受益者負担割合の考え方（P. 5（3））と同様とします。ただし、使用する施設と一体となっているもの（照明や空調等の設備）については、その部屋の受益者負担割合に合わせるものとします。

(4) 積算に係る減算・加算の調整

付帯設備使用料の積算結果から減算・加算の調整ができる事由は以下のとおりとします。

【減算】

(ア) 市内及び近隣市町村の類似施設における使用料との均衡を失するとき

(イ) ホール使用料等の貸出区分（午前・午後・夜間、休日・祝日、準備・練習）に応じて料金設定をするとき

(ウ) 定期券または回数券の割引料金を設定するとき

(エ) 上記のほか、相当の理由により減算率（額）を決定することが必要であると認められるとき

【加算】

(ア) 民間が実施する同様のサービスと比較して著しく差があるとき

(イ) ホール使用料等の貸出区分（午前・午後・夜間、休日・祝日、準備・練習）に応じて料金設定をするとき

(ウ)上記のほか、相当の理由により加算率（額）を決定することが必要であると認められるとき

第5章 実費徴収金

(1) 積算の対象

実費を徴収すべきものを対象とします。

(例) 市の出版物、アッピーグッズなど

(2) 実費徴収金の積算方法

当該サービスに係る事業費等を作成数（又は利用回数）で除した1件当たりの原価に受益者負担割合を乗じて算出します。なお、冊子等を職員が作成する場合には、それに係る人件費を算入します。

$$\boxed{\text{実費徴収金}} = \boxed{\text{原価}} \times \boxed{\text{受益者負担割合}}$$

【原価の積算方法】

$$\text{原価} = \frac{\text{事業費（+人件費）}-\text{特定財源}}{\text{作成数（又は利用回数）}}$$

(3) 受益者負担割合

特定の市民の利益のために提供する行政サービスに係る費用であることから、受益者負担割合は原則 100%とします。

(4) 積算に係る減算・加算の調整

実費徴収金の積算結果から減算・加算の調整ができる事由は以下のとおりとします。

【減算】

(ア) 相当の理由により減算率（額）を決定することが必要であると認められるとき

【加算】

(ア) 民間が実施する同様のサービスと比較して著しく差があるとき

(イ) 上記のほか、相当の理由により加算率（額）を決定することが必要であると認められるとき

第6章 手数料・使用料等の減免・割増について

手数料・使用料等の減免・割増については、以下の（１）及び（２）の考え方に基づき、第２章から第５章で算出した手数料・使用料等に対し、適用するものとします。

（１）減免の考え方

減免措置については、一定の必要性がありますが「受益者負担の原則」の例外であるため、個別の事情に鑑み、条例や規則において減免となる事由を個別に規定し、その事由に該当する場合は減免できるものとします。また、減額率については、施設等で統一することが望ましいため、原則５０％で統一することとします。

なお、条例や規則における「市長（教育委員会所管の施設は教育委員会）が特に認めるとき」を適用する場合は、具体的な理由をもとに市長決裁によって免除または減額率を決定するものとします。

○条例・規則で規定されている減免理由の例

① 手数料

- ◆ 生活保護受給者等が利用するとき 【免除】
- ◆ 被災に伴うとき 【免除】

② 施設使用料及び付帯設備使用料

- ◆ 市又は教育委員会が主催し、又は国、県もしくはそれらの関係団体等と共催する事業を推進するために利用する場合（指定管理施設において利用料金制を採用している施設を除く） 【免除】
- ◆ 障害者（児）団体が利用する場合 【減額】
- ◆ 市又は教育委員会が共催し、又は構成団体の一員となって実施する事業を推進するために利用する場合 【減額】

○市長（教育委員会所管の施設は教育委員会）が特に認めるときの例

① 手数料

- ◆ 教育的な観点から行政サービスを利用するとき

② 施設使用料及び付帯設備使用料

- ◆ 教育的な観点から体力向上を図るため、スポーツ施設を利用するとき
- ◆ 公益性の高い団体が、市の推進する施策の方向性と一致する事業を実施するために公民館を利用するとき

(2) 割増の考え方

割増措置については、条例や規則において割増となる事由を個別に規定し、その事由に該当する場合は、手数料・使用料等を割増できるものとします。

① 市外利用者料金について

市の施設は、市民が利用することを目的としているものであるため、市外の方が利用する場合、市民の利用が制限されることになると考えられる施設は、通常料金に割増（原則＋１００％）を行い、市外料金を設けることができることとします。

② 営利目的の利用について

営利目的で施設を利用する場合は、通常料金に割増（原則＋１００％）した料金を設けることができることとします。

③ 入場料を徴収する場合について

施設利用者が入場料を徴収する場合は、利用料金に割増した料金を設けることができることとします。